

1962年10月15日(5番目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時15分～午後5時51分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	8番	石田英正	15番	宮城盛昌
2"	比嘉定亮	9"	安里安明	16"	宮里敏行
3"	天久盛雄	10"	又吉正弘	17"	伊佐貞寿
4"	安次富盛信	11"	石川繁	18"	中里幸助
5"	石川真六	12"	大川昇	19"	武島行男
6"	仲村春果	13"	伊佐真得	20"	仲村盛光
7"	稻嶺正康	14"	仲村喜永	21"	古波藏清次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長・仲村春勝 助役・呉屋真徳 収入役・仲村春松
総務課長・松川正義 財政課長・当山全喜 経済課長・沢山安一
建設課長・桑江良徳 水道課長・奥里晋俊。

5. 本会議の書記は次の通りである。

書記長・松川正義 書記・照屋毅・伊佐正義。

6. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 決議案第1号 市議長会加入決議について。

日程第2. 議案第29号 1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

日程第3. 議案第30号 消防庁舎建築工事請負契約を結ぶことについて。

日程第4. 選挙第5号 都市計画審議委員の選挙について。

7. 会 議 の 頃 末

議長～出席 17 名であります。市町村自治法第 53 条により議会は成立致しました。よつて、ただいまより（第 5 目目）休会中の会議を開きます。

（午前 10 時 15 分）

”～日程第 1。決議案第 1 号、市議長会加入決議についてを議題と致します。（書記をしてろう読せしめます。）

”～書記長に趣旨の説明をお願いします。

書記長～決議案に示めされたとおり、7 月 1 日から新しく市制が施行されたと又沖縄議長会、九州プロツク議長会からも加入するようにとの通知を受けておりますが、未だ議会でも話し合つてないのでと返事をしてあります。

本市の場合目も未だ浅く、又市と町村の自治体の構成・活動・施策等もおのずから延ぶので、どうしても先進都市からの学ぶべき点も多く又同じ市制を施行する同一地方自治体の共通した問題も山積しており市相互間の協力・提携によつて諸問題の解決に当ることもまた必要であると思つております。

組織については、全島を含めて組織されている。全国議長会の場合は自治法に基づいて組織されております。

全国の株組織としては、各州プロツクに議長会が組織されておる。又法の点においても、ほとんどが日本法が適用されておりますので、どうしても本土と提携をして行くべきであり、1 番近い九州プロツクにも加入をして歩調を合すために、本会議決を求めたのであります。

議長～本緊に対する質疑を求めます。

14 番～全国、九州プロツク、沖縄、の各議長会は年何回位の総会を開いているか。

書記長～沖縄議長会の場合年二回で、必要に応じて臨時会を開いております。

全国、九州プロツク議長会の場合、定例会が年 1 回で、臨時会は毎月開かれているようあります。

15 番～今までの事業の内容とそれから受けた利点について。又監査はどうなつていいか

書記長～利益については良く調査はしてありません。

監査の方法については、会長、副会長以外の各市長が監査に当つてい
るようあります。

議長～暫休憩致します。（午前10時40分）

”～再開致します。（午前10時46分）

”～12番、16番、18番、4番議員の出席を報告致します。

”大～大体質問もつきようありますが、質疑を打切つて良いでせうか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

”～では本案に対する討論を求めます。

19番～原案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思います。

（異議なしと呼ぶ）

”～御がないものと認め、討論を打切ることに致します。

”～では議案第1号を表決に付します。

”～原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

”～御異がないものと認め、決議案第1号市議長会加入についてを原案
通り可決決定致します。

”～日程第2、議案第29号 1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算に
ついてを議題と致します。

書記をしてろう認せしめます。

”～提案者の説明を求めます。

市長～才入の方で主なものは、都市計画事業補助金9500余と消防庁舎補助
助金の減額であります。

才出については、議会費・消防費が計上されて約1,000位の増になつ
ております。

保健衛生費ところでは、コレラ予防接種の点で増になつております。

なお選舉費の方では市長選挙のなんて減になつておりますが、立法院

議員選挙で増になつております。

詳しいことにいては、各課長より説明があると思います。

議長～暫休憩致します。(午前11時9分)

”～再開致します。(午前11時10分)

”～質疑に入ります。

8番～才入の過年度収入11,422\$となつておるが、工事の状況はどうなつ
つているか。

建設課長～未だ完成しません。

8番～才出の4款2項2目24節工事請負費について、これは普天間地内排
水工事費となつておるが、状況、場所、ふくいん等について御説明願
います。

建設課長～これについては、未だ認可にはなつておりますが、資料として出
てある。場所については、新城の石ジヤー橋、普天間3又路附近まで
の予定である。ふくいんはについては未だはつきりしてない。

8番～第1、第2計画でも良いから、政府当りに足を運んで補助等を得て排
水工事をしてもらいたい。又5号線、30号線は軍用道路であります
ので、軍にも接渉してもらい。

建設課長～資料としては、はつきりどこまでということは出来ないが、努力し
て行きたいと思つております。

4番～未だ認可されないと、その額の基礎について。

12,000\$の工事費が計上されているが、市としては12,000\$の事業
計画にもとづいて、政府の補助を得たいとのことであると思うが、そ
の根きよについて。

建設課長～我々が概算をする場合には、図面にスケールをあててやつておる。
その標準がありますので。

4番～9,506\$については、政府からの指示があつたのか。

建設課長～工事の8割は受けられるとのこととて計上してあります。

8番～普天間の工事の場合2割は市負担か、又区長との話し合は済んでおるか、
建設課長～はいそうであります。

15番～市町村財政にもあるが、伝達ん病等の予防に要する経費については、
政府^{はん}の経費の全部又は一部を負担するとあるが、これについて。
総務課長～今回の場合政府としても、コレラにさらされるということは予測し
てなかつたと、この費目の分は政府が派遣したものではなく、それに
対する協力対策を取るために、職員・教員の費用であります。

15番～接渉されたことがあるか。

総務課長～あります。予算は実質的には便^いつてしまつたと、2回目の場合
での話であります。追加されるとのことです。

3番～工事の完成したのが2ヶ所であると、何^か位金額を支払^ふてあるか。

建設課長～彌敷が30%、大山が70%、赤道は全部完了している。

3番～才入では受け、才出でないが、支払の場合どこから支払^ふか。

助役～工事は前年度の工事であります。去つた議会で自治法の適用を受け
て、工事難過の議決を受けておりますので、予算には現れてない。

3番～現在収入欠かんがあるが（市場・寄附）これをどう処置するか。

市長～寄附金で2,000\$とこれに対し80\$しか入つてないが、市としては未
だ寄附^{きふ}集めなければならないので、今係とその趣旨について検討をし
ているが、それが終えてから更正したいと思つてはいる。

10番～3款の消防費1,500\$について、設計の点で増額になつたのか。

総務課長～設計をしたのが、去る10月であるが、當時設計をして普通の弁務官
資金で現金が受けられると思つて設計をしたが、今年の6月20日に今
度の弁務官資金は現金ではなく資材をあたえるとのことで、急いで設計を
変更したので、見積の差が出ている。

又普通の諸負工事とは違いますので、それにすな、バラス等も市もちであ
りますので。

4番～議会費の負担金の算定基礎について、全島議長会の追加分について御説
明願います。

書記長～具体的積算については、人口に対し0.03をかけて93萬になつてはいる。
全国議長会の場合は、人口5万から20万、20万から100万と段階をつけて
人口5万以下を35,000円となつてはいる。

九州ブロックの場合は、人口割と均等割で（員円 7,700円）であります。
追加分については、予算の編成が終えてから示達があり、当初予算には前年度の分を計上してありましたので、今回追加をしてあります。（20人×5\$=110\$）

議員の増てあります、今度の場合はほとんどの市町村が議員選挙によつて、新しい議員さん多く、議員研修会等に力を注ぐという計画であるようです。

4 番～基本財産基金積立金について、どうしてもやらなければ出来ない事業が出た場合、使用できるかどうか。

市長～支出の場合は議決が必要であります。又現金をそのままおいておくことではない。早急にやらねば出来ない事業があればその通りであるが、今の所その事業が見当らないのである。

3 番～工事請負費について、1,500 \$となつておるが、これは最初からスナ、ザリ等を除いて契約をしたのか。

総務課長～~~昨~~年の場合は本設計ではなく、民政府に陳情するための見積設計であり、又民政府からの現物支給のため、スナ、ザリ、は市持であると、このような積算関係、労務費等の相違であります。

1.6 番～第2条によつて積立するのか。

助役～運賃については、前に改正になつております。

1.6 番～支出の点については、実際には助成による面にあてたいとのことですか、（はい）

4 番～保健衛生費の職員手当について、168 \$の更正になつているが、職員の対しようは又1人当りどの位の手当を支給しているか。

需用費について、一般事務従事者への謝礼とは。

総務課長～これは役所職員であります。1回に延人員57名で員・土・普通は午後8時まで、時間外1時間0.25セントを見て、職員手当の場合は員額1,500セントであります。一般事務従事者は婦人・区長・青年会女子の分で、員額1,000セント

であります。

4 番～区長は当然職員であると思うが、謝礼金で妥当かどうか。

総務課長～区長は常勤職員ではあるが、実質的には午前8時から午後5時までの勤務が出来ないので、謝礼金としてやるべきではないかと思つて計上してある。

議 長～暫休憩致します。（午後0時10分）

”～再開致します。（午後0時20分）

4 番～選舉費について、（市長選舉費）が不正確で更正されているが、その内で71\$支出されているが、これについて。

総務課長～全額不正確になるんではないかとの考え方でありますが、締切が3日前でありますので、その間は事務もしなければ出来ない。

例へば、投票用紙、到着番号等も準備しなければ出来ないので。

5 番～保健衛生費について、職員手当が役所職員で日額1,50と、他は一般事務従事者で日額1,00⁺算定であるようだが、役所職員と一般事務従事者の場合仕事の内容が違つているのか。

総務課長～役所職員の場合は給てのさい配を振つてある。婦人会等の場合は世話係であります、又責任の点等も考えられる。

婦人会等の場合は、金の点等も考えてないので謝礼金として差上げるべきであると思つて算定してある。

4 番～普天間地内排水工事について、何時ごろから工事を着工するのか。
建設課長～設計書提出が今月の末で、工事の着工は政府の都合もありますので、はつきりしたことは分らない。

議 長～大体質疑もついたようですが、質疑を打切て良いでせうか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め質疑を打切ることに致します。

”～討論に入ります。

4 番～本案については、先に市長の説明がありましが通り、政府の補助金による所の更正であると、なお、又基本財の積立として計上してある

が、次の事業の計画の間の積立であるとの御説明がありましたし、
本案は適切だと思いますので、原案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

"～では議案第29号1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

"～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第29号1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを、原案通り可決決定致します。

議長～休憩致します。(午後0時32分)

"～再開致します。(午後2時5分)

"～日程第3。議案第30号消防庁舎建築工事請負契約を結ぶことについてを議題と致します。

"～書記をしてろう読みせしめます。

"～提案者の趣旨説明を願います。

市長～提案理由の通りであります。直接資材をもらつてやりましたので、今までの契約と異つたものがありました。そのいきさつも良くおわかりらと思う。詳しいことについては、質疑の場合お答えします。

15番～どういう方々を指名したか。

総務課長～指名にあたつては、竹田工務店・普天間建設・新かき組・多和田組の5名を指名した。

15番～入札の経過について、御説明願います。

総務課長～高層建物でありますので、第1回目が 23,900 \$ で次が 18,500 \$ 18,500 \$. 15,200 \$. 第2回目が 21,800 \$. 15,000 \$ となつております。

3番～今までの入札が指名入札となつてているが、その場合談合という事があると思うが、今後も指名入札をされるのか。

総務課長～直ぐ現金支給する工事と、現物支給する工事の場合、異なるので困つた。しかし談合はなかつたと思つております。

議長～暫休憩致します。(午後2時30分)

”～再開致します。(午後2時45分)

1番～工事を完成するまでの検査の計画等があるかどうか。

総務課長～そこは建設地域の指定地域になつておりますので、それに基づく法の適用を受けますので政府・市・請負者も一諸になつてやると。

5番～臨時検査も予定しているかどうか。

総務課長～はい、もつております。

16番～契約をして工事を進めているが、本契約か又は仮契約であるのか。
その月日何時か。

総務課長～9月17日で、仮契約をしております。9月26日から起算している

3番～工事はすでに契約され、施行の段階に来ているが、下は消防車の車庫、二階は他の事務所面に使用出来る方法等も考えておられるかどうか。

総務課長～接渉の段階において、向の趣旨ではその点を強く指摘しておりますが、建築終了後その点において接渉すれば可能ではないかと思つております。

5番～可能であれば接渉もするとのことであるが、当局としてはどういう考え方であるか。

総務課長～向うの通りである。

8番～現在の敷地に決定したことについて、現在の場所は都計上からも適当な場所ではなかつたと、又5号線に面しているので、商工業者に貸した方が良かつたと思うが、放地確定までのいきさつについて御説明願います。

市長～市としては、消防車も増えたし、早急に車庫を作らねば出来ないがどうしても政府の補助を頂がねば出来ないとのこととて、接渉した結果軍の資金でやるんだから人が良く見える所で、又軍道路に面した所でなければ出来ないとのこととて、当初は役所の前にとの計画であつたが、役所と一緒にしては困ることとて、そのとなりが良いと、そこは貸してあるので、現在の場所も良いとのことで決定したわけあります。

8番～良く聴きました。軍のやり方が外観的であり、民政府の力でやつたと分れば良いとの考え方であり、今後は軍の施策を良く汲みとつて公会堂等も可能だと思いますので、その面にも力を入れてもらうよう御要望致します。

4 番～当初予算では、9,000 \$ 計上されているが、これからすると 8,862 \$ となつてゐるが、現物かどうか。
あえて民政府は資材を支給するかその意について、どうして工事費の何 % とというように現金を支給しないのか。

総務課長～今回の場合は民政府としても、資金はないということなつてゐるが米軍の大太平洋地区司令部の年間よじよう金が 5 万余あるとのことで、これを沖縄駐屯軍にあたえようと、その内 3 万 \$ を消防費にあたえると、宮古・八重山、瀬戸・宜野湾から申請が出ており、これだけねはどうしても出来ないとのこと、資材の支給方法でされたようあります。

議長～暫休憩致します。(午後 3 時 6 分)

”～再開致します。(午後 3 時 17 分)

4 番～工事の設計料はどの位かかつてゐるか。

総務課長～設計者は金城氏(宮前)であります。設計手数料が 375 \$ で監督手数料が 150 \$ となつております。

1 番～総工費 15,000 \$ となつておりますが、その内 8,862 \$ を差引たのが人夫賃になるのか。

総務課長～別紙参考資料を御参照願います。

議長～大体質疑もつきたようあります、質疑を打切つて良いか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め質疑を打切ることに致します。

”討論に入ります。

4 番～本市もすでに消防施設を強化しなければ出来ない時期に來てゐるし、幸いに弁護官資金が受けられるようになつておりますので、消防施設を強化する意図において、原案に賛成致します。

議長～外にありませんか、なければ討論を切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

”～では議案第 30 号消防庁舎建築工事請負契約を結ぶことについてを、表

決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

全員～(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、議案第30号消防庁舎建築工事請負契約を結ぶことについてを全会一致でもつて、原案通可決決定致します。

”～日程第4。選挙第5号都市計画審議委員の選挙についてを議題と致します。

書記をしてろう読せしめます。

建設課長～では私から御説明申上げます。本案については前議員の任期により、新しく委員を選出してもらいたい。これは主席の諮問機関として、議会から6分の1、当局から3名となつておりますのでよろしくお願ひ致します。なお詳しいことについては、質疑の場合にお答え致します。

議長～質疑を願います。

”～暫休憩致します。(午後3時25分)

”～再開致します。(午後3時40分)

”～選挙の方法について、お詰り致します。

5番～選考委員を兼任して、その結果を議長に報告し、議長が指名するといった方法が良いと思います。なお選考委員の選出については議長に一任したい。

(賛成と呼ぶ)

議長～ただいまの動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。動議のとおり議長が選考委員を指名して、その結果によつて、議長が指名することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

”～では石川真六議員を選考委員に指名致します。

5番～3名の委員として、議長 古波藏清次郎、副議長 宮里敏行、経工委員長 武島行男氏を指名推薦致します。

議長～ただいま石川真六議員より、正副議長と経工委員長の3名を指名推薦したいとの御意見がございましたが、御異議ございませんか。

（全員異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、古波藏清次郎・宮里敏行・武島行男以上3名を指名推薦による都市計画審議委員当選人と決定致します。

”～暫休憩致します。（午後3時46分）

”～再開致します。（午後3時58分）

”～ただいま4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め時間延長をすることに決定致します。

”～暫休憩致します。（午後4時1分）

”～再開致します。（午後4時50分）

”～本日の議事日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します；なお、明日は午前10時より会議を開くことに致します。

（**散会** 午後5時51分）